

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第18号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則（平成25年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第10条中「に定める」の次に「純資産変動計算書および」を加え、「および行政サービス実施コスト計算書」を削る。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的および業務内容
- (2) 法人の位置付けおよび役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念ならびに運営上の方針および戦略
- (5) 中期計画および年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するために必要な財源その他の資源
- (7) 業務運営上の課題およびリスクの状況ならびにこれらへの対応策
- (8) 業務の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果および当該業務に要した資源
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 要約した財務諸表
- (12) 財政状態、運営状況およびキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(13) 内部統制の運用の状況

(14) 法人に関する基礎的な情報

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。